

乙第8号証

報 告 書

令和7年9月17日

元 内閣官房内閣総務官室企画官

御 厩 敷 寛

1 はじめに

私は、令和3年7月5日、内閣官房内閣総務官室に企画官として着任し、令和5年7月4日に離任するまで、同企画官の職にありました。現職は、水産庁漁政部漁業保険管理官です。

私は、令和4年7月12日から同月14日までに、内閣官房及び内閣府が、閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことが可能であるかにつき、内閣法制局に対して意見を求めた際の内閣官房の担当者でした。

令和4年7月12日から同月14日までに内閣法制局からの意見を求めた際のやりとりについての聞き取りがあり、聞き取りがあった際の担当者である企画官日坂実に対して、上記やりとり当時の担当者であった当職から回答をし、被告から乙第5号証（以下「乙5」という。）として提出したところ、裁判所から、乙5に記載された当時の担当者4名それぞれから、当時の経緯を具体的に報告することを求められたことを踏まえ、当職から本報告書のとおり報告させていただきます。

なお、聞き取りの際は、西澤元参事官（以下、「西澤参事官」といい、他の方についても当時の肩書きで記載します。）とは同席せず、それぞれに聞き取りが行われました。また、私自身の記憶の正確性を保つため、本報告書の作成に当たり、西澤参事官とはやりとりしていないことを申し添えます。

2 当時の経緯

令和4年7月8日に安倍元総理が亡くなられたことを受け、内閣官房及び内閣府において、閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことが可能であることの根拠を整理したところ、その内容に法律問題が含まれることから、内閣法制局設置法（昭和27年法律第252号）第3条第3号に規定する意見事務として内閣法制局に意見を求めることとしました。

具体的には、甲9文書の案段階文書（以下「案段階文書」という。）を私が作

成し、西澤参事官と内閣府に共有しました。

令和4年7月12日夕方、内閣官房の担当者であった西澤参事官及び私の2名並びに内閣府の担当者であった内閣府大臣官房総務課長中嶋護及び内閣府大臣官房総務課職員（具体的な担当者名については記憶にありません。）の2名の4名で内閣法制局を訪問し、意見事務として内閣法制局に意見を求めるため、同局の乗越参事官及び担当者（具体的な担当者名については記憶にありません。）に案段階文書を示して（文書の内容に沿って）内容を説明したところ、具体的なやりとりについては記憶にはありませんが、事実関係に関する細かい質問、確認がその場であったものの、具体的な修正や資料の作成に迫られるような指摘はなく、同局への訪問時の説明が終わったということは記憶しています。具体的な時間については明確な記憶はありませんが、おそらく1時間程度で、そのときのやりとりはそれほど長時間に及ぶものではなかったと記憶しています。本件について同局へ訪問した回数はこの1回のみです。

上記内閣法制局への訪問後、令和4年7月14日までの間（具体的な日時、回数は記憶にありません。）に、内閣法制局の乗越参事官又は担当者から、案段階文書について、文章の追加や語句の修正等の内閣官房及び内閣府の見解の変更に至らない修正に関する連絡が、私宛てに電話でありました（なお、当該修正は、閣議決定を根拠に国の儀式である国葬儀を行うことが可能である理由として、原案にはなかった「国費をもって国の事務として行う葬儀を、将来にわたって一定の条件に該当する人について、必ず行うこととするものではないこと」との一文の追記が主な内容で、他の修正内容の具体的な内容までは記憶にありません。）。

内閣官房及び内閣府は、内閣法制局からの指摘を踏まえて案段階文書を修正しました。具体的に修正作業を行ったのは私で、私は、具体的な共有方法について記憶にはありませんが、西澤参事官に修正内容の了解をとった上で、修正作業後、修正した案段階文書を内閣官房の内閣総務官、西澤参事官、上記の法制局の訪問に同行した内閣府大臣官房総務課職員にメールで共有しました。私から修正後の案段階文書をメールで内閣法制局の乗越参事官又は担当者宛てに（CCに誰か入れていたかどうかは記憶にありません。）送付したところ、同月14日、内閣法制局の乗越参事官又は担当者から内閣官房宛てに（誰に宛てた電話であったかは記憶にありません。）電話で意見がない旨回答がありました。

案段階文書は、私の使用端末（PC）上で作成・保存していました。案段階文

書をいつ廃棄したかについては、具体的な日付は記憶していませんが、私自身は、保存する必要のない文書は定期的に紙媒体・電子媒体問わず整理しているところ、内閣法制局との調整が終了し甲9文書を保存したことから、他の不要な文書と併せて、案段階文書は紙媒体・電子媒体を問わず整理して廃棄しました。

また、私から修正後の案段階文書を内閣法制局に送付したメールは、私の使用端末のメールボックスで保存しており、共有フォルダへの保存は行いませんでした。当該メールをいつ廃棄したかについては、具体的な日付は記憶していませんが、電子メールについても、保存を要しないものは定期的に整理しているところ、内閣法制局との調整が終了し甲9文書を保存したことから、これらの保存の必要はなくなり、他の不要なメールと併せて、廃棄しました。

そして、開示請求を受け、内閣総務官室の情報公開担当者から文書の探索指示を受けたため、私自身も執務室の机の周辺及び自身の使用する端末（公用携帯を含む）の探索を行いました。開示請求の対象となる文書は確認できませんでした。

以上